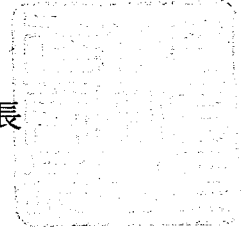


香労発基 0822 第 4 号

令和 6 年 8 月 22 日

各団体の長 殿
事務組合 殿

香川労働局長



最低賃金引上げに伴う業務改善助成金等の活用に係る周知について（協力依頼）

日頃より、労働行政の円滑な推進にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度の地域別最低賃金につきましては、香川地方最低賃金審議会における審議の結果、香川県最低賃金額を 52 円引上げ時間額 970 円（現行 918 円）に改正するよう答申がありました。その後の公示等の手続きの過程で変更が生じなければ、本年 10 月 2 日から時間額 970 円が適用されることとなります。

つきましては、各事業場における賃金の引上げに際し、業務改善助成金をはじめとした各種助成金等を積極的にご活用していただけるよう、香川労働局ホームページをご案内いただくなど貴団体会員への周知についてご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

なお、香川県最低賃金額の改正が正式に決定しましたら、あらためてリーフレット等による最低賃金改正に係る周知を依頼させていただく予定としております。

【本件依頼及び最低賃金についてのお問合わせ】

香川労働局 労働基準部賃金室 TEL 087-811-8919

【助成金についてのお問合せ】

香川労働局 助成金センター TEL 087-823-0505